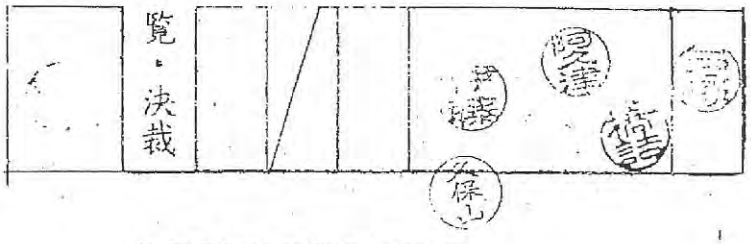

別案により回答する
令和元年8月8日
課長は一都三県連合漁区（千葉県）に出席

静岡県経済産業部水産業局
水 産 資 源 課 長 様

いとう漁業協同組合
代表理事組合長 高田 充朗

令和元年度いるか漁 漁期前研修会開催について（出席お願い）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より本組合の業務運営にご協力を賜り感謝申し上げます。
標題につき下記要項にて研修会を開催致しますので、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、ご担当の出席について、ご配慮いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 日　　時　令和元年9月10日（火）　午後2時より
2. 場　　所　伊東市富戸823－3　払町防災会館
3. 内　　容　(1) 水産庁及び国立研究開発法人水産研究・開発機構による、いるか追込み漁をめぐる情勢等の説明
(2) いるか追込み作業マニュアル その他
(3) 意見交換

開催にあたり、「許可の制限又は条件」につき、ご説明を頂きたくお願い致します。
又、同封いたしました用紙にてご出席者様をFAXでご連絡の程、お願い致します。

令和元年 8 月 28 日

令和元年度 いとう漁協富戸支所 イルカ漁期前研修会御出席者様

静岡県経済産業部水産業局水産資源課 様

	御役職名	御氏名
1	主幹	戸塚 裕二
2		
3		
4		
5		

いとう漁業協同組合富戸支所 FAX 0557-51-1139

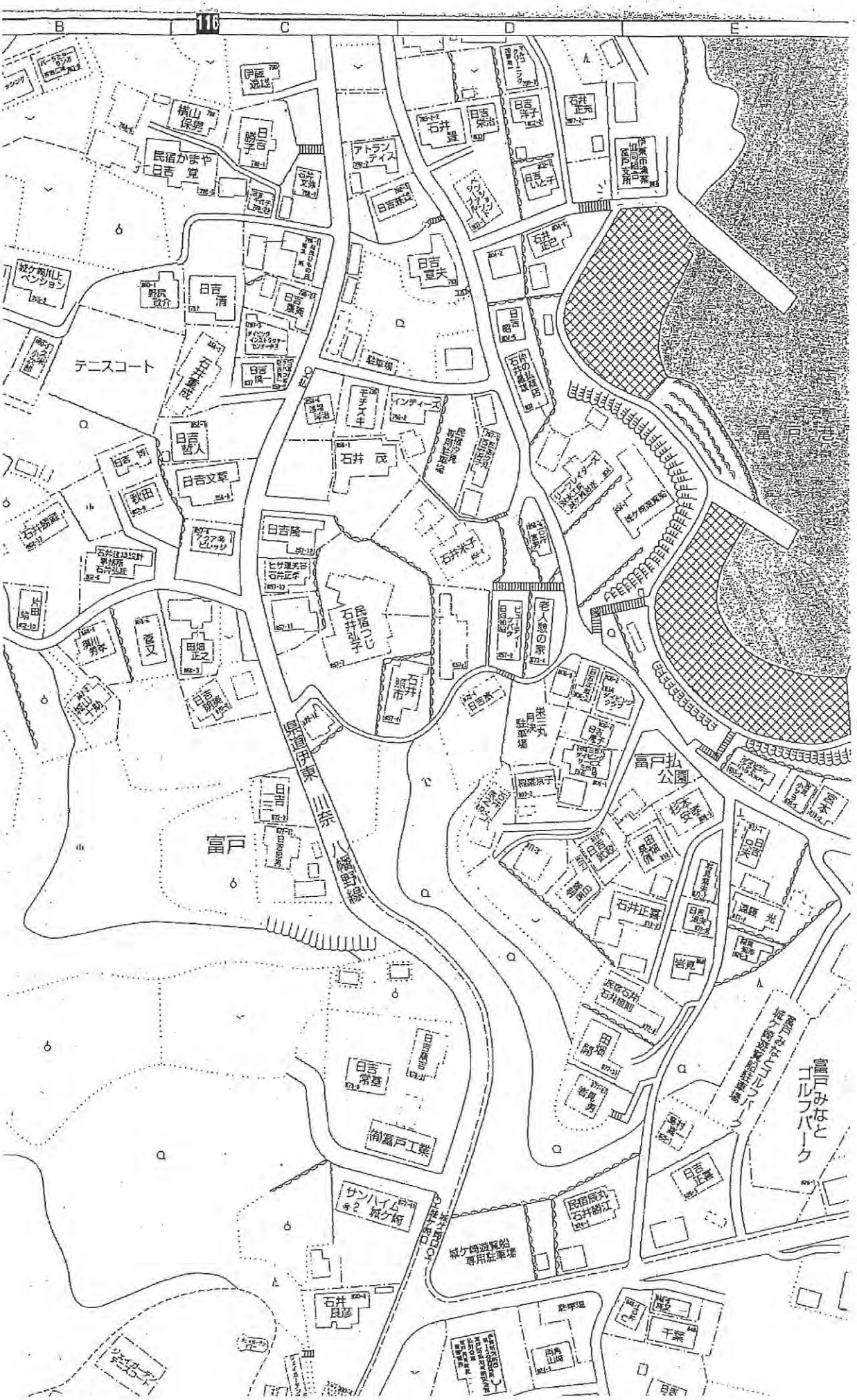

116
B
C
D
E
テニスコート
富戸
富戸払公園
富戸みなとゴルフパーク
富戸みなとゴルフパーク城ケ崎遊覧船駐車場
城ケ崎遊覧船専用駐車場
県道伊東川奈八幡野線

局　長	課　長	課長代理	班　長	課　　員

復　　命　　書

令和元年９月 13 日

水産資源課長　様

職氏名　主幹　戸塚　裕

下記のとおり出張したので復命します。

記

1　日　時　　令和元年９月 10 日（火）14 時から 15 時 10 分まで

2　用務先　　伊東市富戸 823-3　払町防災会館

3　用　件　　令和元年度いるか漁漁期前研修会

4　出席者　　いとう漁協　高田組合長、[redacted]

水産庁国際課　槇課長補佐

国立研究開発法人水産研究・教育機構 国際水産資源研究所 外洋資源部鯨類資源グループ　吉田グループ長

静岡県水産資源課　戸塚主幹

静岡県水産技術研究所伊豆分場　髙木主幹

[redacted]

漁業者・[redacted]関係者　30 人程度（[redacted]氏は欠席。）

5　概　要

(1) 開会挨拶（いとう漁協　高田組合長）

・当組合のいるか漁については、本年度水産庁、県水産業局の指導をいただき、マニュアルの一部改正を行った。これに従った漁を行っていただき、平成 16 年度以来となる漁の成功のため皆様の協力をお願いする。

(2) いるか追込み漁を巡る情勢等について（水産庁国際課　槇課長補佐）

・いるか漁業に対する政府の見解は、国会の質問主意書の中で「いるかを含む鯨類は重要な水産資源であって科学的根拠に基づいて持続的に利用すべきと考えている。いるか漁業は我が国の伝統的な漁業の一つであって、法令に基づき適切に実施されている。」と明確に出している。

・法令に基づいて適切に行われる漁業ということで、自信をもってしっかりと平成 16 年以来の漁業にあたっていただきたい。

・[redacted]

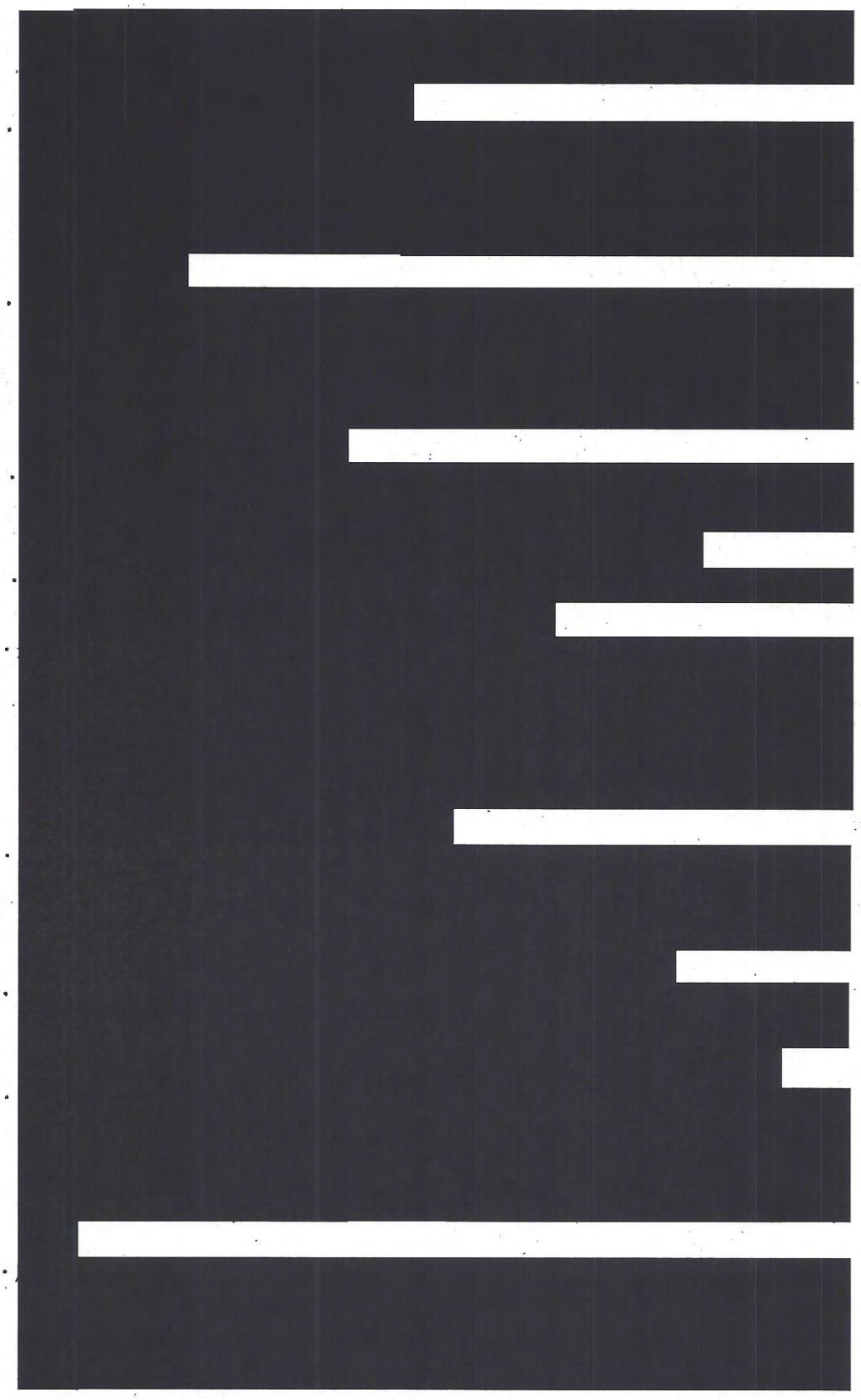

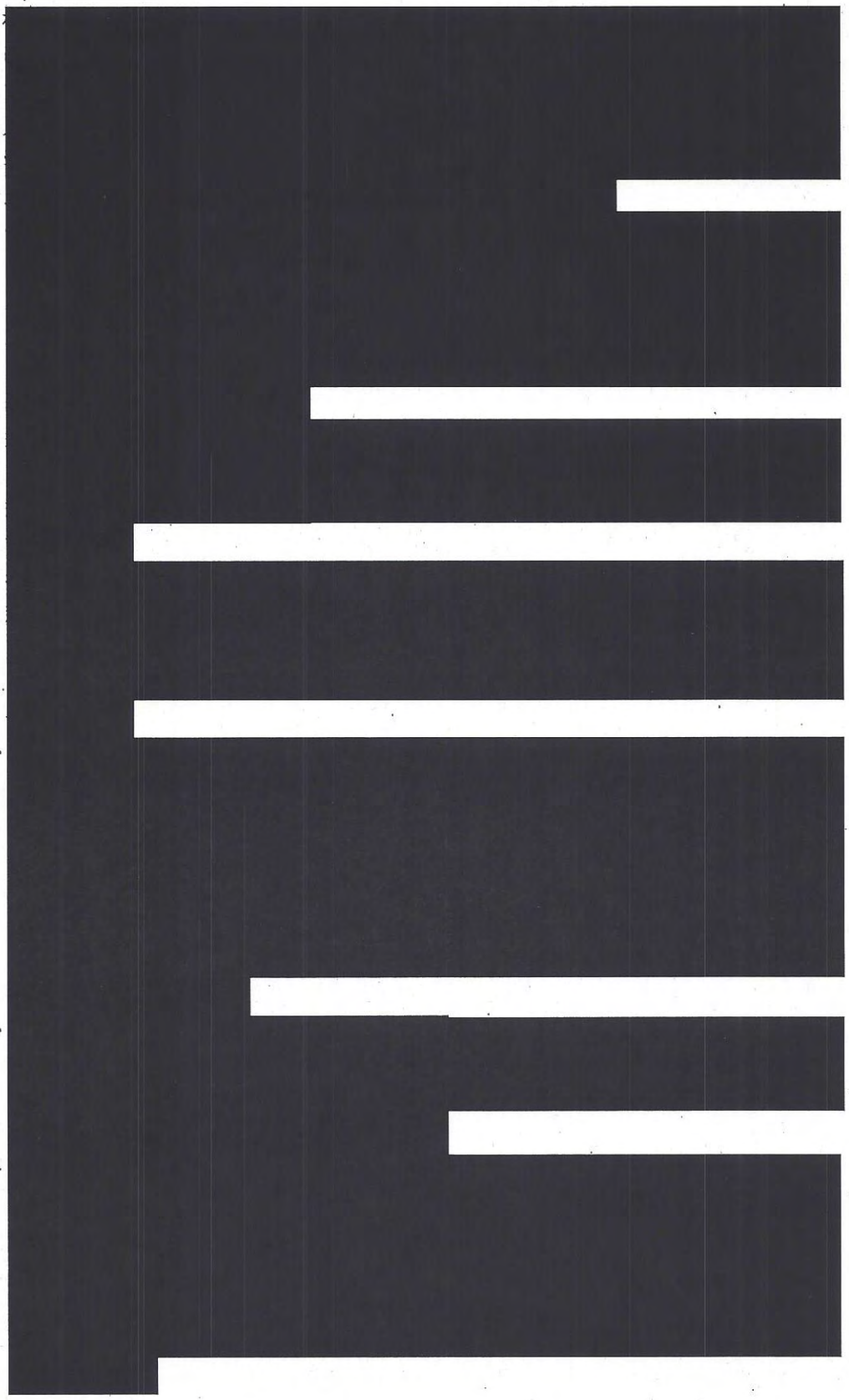

・[redacted]マニュアルについても漁協の方々と相談してきた。[redacted]是非とも平成16年以来の漁業をやっていただきたい。

(3) 近年における小型鯨類の調査について（国際水産資源研究所　吉田グループ長）
・資料に基づき以下の項目について説明。
1) 捕獲対象種（ハンドウイルカとオキゴンドウ）について
2) 鯨類資源グループが実施している調査研究
3) 鯨類目視調査について
4) 鯨類目視調査の結果（ハンドウイルカとオキゴンドウの発見位置）
5) 衛星標識装着による個体移動追跡調査
・資料は未発表データを含んでいるため、回収。

(4) 捕獲枠、許可の制限又は条件について（静岡県水産資源課　戸塚主幹）
・資料に基づき説明。

(5) いるか漁マニュアル等について（いとう漁協富戸支所 [redacted]）
・本年度の漁は、[redacted]
・[redacted]
・生体販売のみを目的として行い、解体は斃死したものを含めて１頭も行わない。
・作業マニュアルの一部改正について、[redacted]
・改定したマニュアルを第１章１から第３章 18 まで読み上げ。（マニュアルは配布しない。）
・その他は事務的な内容と[redacted]の関係であり、直接漁業者には関係ないので、読み上げは省略。
・口頭でわかり難かったと思うので、後日事務所に来ていただければ説明する。
・国際水産研究所の生体調査は、今のところ予定なし。
・本来、[redacted]支所の停電が復旧しておらず、パソコン等の機器が使えないため、本日配布できないので、後日皆様に郵送する。
・[redacted]

[redacted]

(6) [redacted]について（いとう漁協 [redacted]）

・ホワイトボードを使って説明。

[redacted]

(7) 質疑

なし

(8) 閉会あいさつ （いとう漁協 [redacted]）

・いるか追込み漁は10数年ぶり。諸事情があって自粛していた部分もあるが、今回これだけ漁業者、[redacted]にも集まっていただいて、非常に嬉しく思っている。今回は、いるかが沿岸に来たときは、必ず漁を成功しようと思っているので、皆様よろしくお願いする。

捕獲枠、許可の制限又は条件

（静岡県経済産業部水産業局水産資源課）

1　捕獲枠

令和元年 10 月１日から令和２年９月 30 日までの捕獲枠

●カマイルカ	２６頭
●スジイルカ	０頭
●バンドウイルカ	２４頭
●アラリイルカ	０頭
●オキゴンドウ	７頭

合計５７頭

（参考）

平成 28 年度～平成 30 年度の捕獲枠

●カマイルカ	３６頭
●スジイルカ	０頭
●バンドウイルカ	３４頭
●アラリイルカ	０頭
●オキゴンドウ	１０頭

合計８０頭

・　今年度漁期の捕獲枠については、平成 29 年度の捕獲実績が捕獲枠の 40%未満の鯨種は、未消化枠の 30%を水産庁でキープし、捕獲枠の消化状況に応じて、水産庁がキープ分を追加配分することになりました。

そのため、今年度漁期の捕獲枠は、平成 29 年度漁期の捕獲枠の 70%となっていますが、捕獲枠の追加配分の要請があれば、県から水産庁へ申請し、水産庁のキープ分が平成 29 年度の捕獲枠を上限として追加配分されます。

・　捕獲枠の無いイルカや捕獲枠を超えるイルカを追い込んでしまった場合は、直ちにリリースするよう努めてください。

・　斃死したイルカも捕獲頭数に含まれます。捕獲枠を超えて捕獲することがないように捕獲枠を遵守してください。

２　許可の制限又は条件

イルカ追込漁業の許可には、次の「制限又は条件」が付けられています。

●１漁期の捕獲頭数は、毎年別途指定した種類及び頭数の範囲内とする。

●捕獲頭数調整等のために操業停止を指示した場合は、これに従うこと。

●追込場所は共第３号共同漁業権漁場内に限る。ただし、他の共同漁業権漁場であっても当該漁業権者の同意を得た場合はこの限りでない。

この「制限又は条件」に違反した場合には、静岡県漁業調整規則により、

① 操業の停止（第 32 条第２項）

②６月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金（第 59 条）

などの処分や罰則の対象となります。

また、イルカ追込漁業は国際的にも注目されていますので、そのことを十分に認識し、操業に際しては、違反など非難される行為が無いように努めてください。